

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月22日提出

秦野市長 高橋昌和

#### 提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に準じて、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域型保育事業の運営に係る管理者の懲戒権の規定を削除するため、改正するものであります。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例及び秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例</p>	
<p><u>第26条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
<p>秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例</p>	
<p><u>第14条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第14条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関してその利用乳幼児の福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。